第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十五項各号」を「第十八条の十五の三第二十項各号」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十八項から第二十項まで、第二十五項、第二十六項（第二号に限る。）、第三十二項、第三十六項及び第三十七項」を「第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八項及び第三十九項」に、「及び第三十七項から第四十一項まで」を「、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十八項の項中「第十八条の十五の三第十八項」を「第十八条の十五の三第十三項」に、「第二十六項第二号」を「第二十一項第二号」に、「第十八条の十五の十第十九項」に、「第十八条の十五の十第二十四項」を「第十八条の十五の十第二十五項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十五項の項中「第十八条の十五の三第二十五項」を「第十八条の十五の三第二十項」に改め、同表第十八条の十五の三第三十二項の項中「第十八条の十五の三第三十二項」を「第十八条の十五の三第二十七項」に、「第十五項第二号」を「第十項第二号」に、「第十八条の十五の十第二十三項第二号」を「第十八条の十五の十第二十四項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項の項中「第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項」を「第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項」に、「第十八条の十五の三第二十五項各号」を「第十八条の十五の三第二十項各号」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十八項から第二十項まで、第二十五項、第二十六項（第二号に限る。）、第三十二項、第三十六項及び第三十七項」を「第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八